

長浜市「認知症のある人にやさしいお店」認証事業 募集要項

1. 趣旨

この要項は、認知症のある人とそのご家族等を支えるネットワーク体制の強化と、認知症のある人やそのご家族が安心して暮らし続けることができる「認知症のある人やその家族にやさしいまち」の推進を目指すことを目的として、「認知症のある人にやさしいお店」として協力、賛同するお店や事業所等(以下「お店」)を募集することについて、必要な事項を定めるものとします。

2. 認証店へ依頼する協力の内容

- (1) 来店した認知症等高齢者が困ったり悩んだりしていないかそっと見守ること
- (2) 認知症等高齢者が困っている様子があれば、驚かせないようにやさしく声をかけること
- (3) 困っている様子が見られる認知症等高齢者に相談窓口として地域包括支援センターや市役所を案内すること
- (4) 心配な様子が見られる認知症等高齢者を見かけたときには、地域包括支援センターや市役所へ連絡すること
- (5) 市が提供する認知症に関するチラシや資料をお店に設置し、認知症啓発に協力すること
- (6) 市が実施する認知症高齢者等 SOS ほんわかネットワーク事業の協力者(メール・LINE)登録や事業の周知に協力すること
- (7) 養成講座未受講の店員等が養成講座を受講できるよう配慮すること

3. 対象となるお店

ア 長浜市内に事業所を有し、企業・団体向けの認知症サポーター養成講座(以下「養成講座」)を受講した店員等が1名以上在籍しているお店

- ※ 同一企業でも、店舗等に養成講座を受講した店員等がいない場合は対象外となります。
- ※ 養成講座受講者が退職、異動等により、要件を満たさなくなった場合は、認証を解除します。
- ※ 企業向けの養成講座以外(地域・学校向け)の受講は対象外となります。

イ 2.に記載の内容に賛同し、次の1から3までのいずれの場合にも該当しないこと。

1. 上記第1項の目的または、市が適当と認めた目的以外で使用する場合
2. 特定の政治、思想または品位を害する場合
3. 法令、公序良俗に反する場合

4. 申請の手続き及び登録など

①「認知症のある人にやさしいお店」登録申請

「認知症のある人にやさしいお店」登録申請フォームに必要事項を記入し、オンラインで申込、

もしくは「認知症のある人にやさしいお店」登録申請書に必要事項を記入し、持参、郵送、ファックス、メールのいずれかでお申し込みください。

【申込先】

〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地
長浜市健康福祉部 長寿推進課 地域包括支援第二係
電話:0749-65-7841 FAX:0749- 64-1437
E-mail:choju@city.nagahama.lg.jp

②審査及び登録

お店が養成講座を受講したかを市が養成講座の事務局(長浜市社会福祉協議会)に確認し、本要項に定める基準を満たすと認めた場合は、「認知症のある人やさしいお店」登録決定通知書により通知し、「認知症のある人にやさしいお店」として登録します。また、認証店ステッカーをお店に交付します。※認証店ステッカーは1店舗につき最大5枚まで交付します。

③周知

市は、認証店を市のホームページや広報誌等で公表し、広く市民に周知します。

5. その他

この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとします。

附 則

この要項は、令和6年12月13日から施行します。